

介護保険料のお知らせ

65歳以上のみなさんへ

平成22年度 介護保険料のお知らせ

介護保険制度では、必要とするサービス量や65歳以上の人の数によって、3年ごとに保険料の見直しを行っています。今年度は保険料基準額見直し後、2年目であるため、保険料基準額の変更はありません。

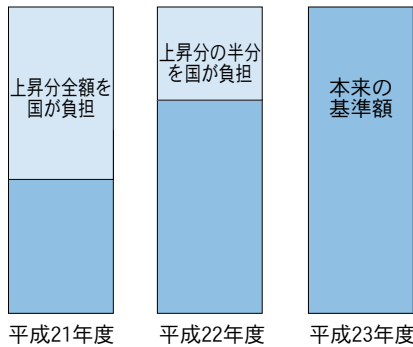
保険料はいくらになるのですか？

表のように住民税の課税状況や所得状況によって決まります。

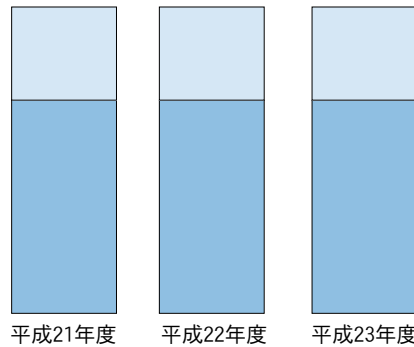
※平成21年度から、介護サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21年度・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減しています。市町村によっては、年度ごとに基準額が異なる場合がありますが、毎年の保険料が変わることから、大洲市では、3年間分を平準化しています。

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○高齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	23,700円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	23,700円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	35,500円
第4段階	○本人が住民税非課税の人（世帯内に住民税課税者がいる。）	基準額	47,300円
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	59,200円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	71,000円

＜国の基本的な負担＞



＜大洲市の場合＞



□ 国の負担分(特別交付金) ■ 被保険者のみなさんの負担分

保険料はどうやって納めるのですか？

納める方法は年金額によって2種類あります。

普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、納付書で個別に納付します。納期は、7月から3月までの計9期です。

また、口座振替もできますので、希望する人は最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行で手続きをしてください。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。4月・6月・8月は、一部の

人を除き、前年度2月分の保険料額をそのまま納付します。《仮徴収》

10月・12月・2月は、本年度に確定した年額保険料から仮徴収額を引いた額を納付します。《本徴収》

※なお、年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、「普通徴収」扱いになります。

地域支援事業

- ◆年度の途中で65歳になった。
- ◆年度の途中で他の市区町村から転入した。
- ◆年度の途中で所得段階が変わった。
- ◆年金の現況届の出し忘れなどで、年金が一時差し止めになった。

**納め忘れに
ご注意ください!**

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

① 1年以上滞納すると、サービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

② 1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

③ 2年以上滞納すると、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の給付

が受けられなくなったりします。

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、左記窓口までご相談ください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係

☎ 24 2111

(内線 166・167・170)

長浜支所市民福祉課

☎ 52 1114 (直通)

脇川支所市民福祉課

☎ 34 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課

☎ 39 2113 (直通)



☆☆☆☆☆ 介護予防サービス利用までの流れ ☆☆☆☆☆

地域支援事業を活用しましょう

【問い合わせ先】

高齢福祉課高齢者福祉係

☎ 24 2111 (内線 171)

長浜支所市民福祉課 ☎ 52 1114 (直通)

脇川支所市民福祉課 ☎ 34 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課 ☎ 39 2113 (直通)

生活機能の低下を把握するため、生活機能評価を受診する必要があります。

- 介護予防の視点から行われる基本チェックリストなどで、生活機能の低下が心配される人
- 要介護認定の非該当者
- 地域の医療機関など関係機関から連絡のあった人
- 訪問活動などにより生活機能の低下が心配される人

高齢福祉課
地域包括支援センター

生活機能が低下している人の中から、対象者(特定高齢者)を選定します。

介護予防の対象となる可能性のある人については、生活機能評価を受診し、チェックリストなどを用いて本人・家族と生活機能に関する調査を行い、対象者を選定します。

特定高齢者に該当する人

介護予防ケアマネジメント

- ① 対象者の把握
- ② 一次アセスメント
- ③ 介護予防ケアプランの作成

特定高齢者に該当しない人

高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談や生活支援などのサービスを利用

● 地域支援事業

(介護予防特定高齢者施策)

☆ 通所型介護予防事業 ☆

通所により介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などを行います。

☆ 訪問型介護予防事業 ☆

保健師などが、閉じこもり、認知症、うつなどのおそれのある高齢者宅を訪問し、介護予防に関する動機付け支援を行います。

● 地域支援事業

☆ 一般高齢者施策 ☆

高齢者を対象として、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備を行います。

☆ 任意事業 ☆

家族介護支援事業、介護給付適正化事業などを行います。

● 在宅福祉事業

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らすことを目指して、緊急通報装置貸与事業、軽度生活援助事業などを行います。

ずっと住むなら、やっぱり木の家

『大洲市地産地消の家づくり建設促進事業』

応援します！ 市産材で住まいづくり

(目的)

市内の木材・製材品を主体とした地域産材などを利用し、人と環境にやさしい安全で安心な家づくりを推進することにより、木材の需要拡大を図ります。

(補助の対象となる人)

自ら居住するために市内に木造住宅を新築する人が対象です。

(補助対象となる住宅)

補助対象住宅は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 次の表に掲げる主要部材に、市内で生産された木材または製材品を使用しており、その割合が主要部材の材積の50%以上で、住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下のもの。

主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木
-------------	--

- ② 住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた在来工法（軸組工法）により建設される木造住宅。ただし、店舗、事務所などの併用住宅の場合は、住宅部分に限る。
- ③ 大洲喜多地産地消の家づくり協議会の登録工務店などにより建築される木造住宅。

(補助金の額)

補助金の額は、木造住宅に使用する市産材の材積1立方メートルに対して、8,500円を乗じて算出した金額を補助します。

ただし、算出した金額が255,000円を超える場合は、255,000円を限度額とします。

(適用区分)

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに建築完了する住宅

(申請方法)

補助金の申請手続きについては、大洲喜多地産地消の家づくり協議会が申請窓口になっていますので、協議会ならびに登録工務店などへご相談ください。

(問い合わせ先)

農林水産課
農林構造改善係
☎24-2111(内線228)
大洲喜多地産地消の家づくり協議会
(大洲市森林組合内)
☎25-4030



○愛媛県などの優遇制度

- ①「えひめ地域材の家」建設促進事業 … 金利優遇措置が受けられます。
- ②地域材利用木造住宅利子補給制度 …… 融資額によって利子補給が受けられます。
- ③えひめ材の家づくり促進支援事業 …… スギ柱材80本をプレゼント

これらの優遇制度は、条件に応じて併用可能ですので、詳しくは愛媛県八幡浜支局大洲森林林業振興班（☎24-4131）までお問い合わせください。

○「住宅エコポイント」制度

エコ住宅の新築に対して、1戸あたり300,000ポイントが発行されます。詳しい内容は、建築工務店または住宅エコポイント事務局（☎0570-064-717）へお問い合わせください。



【問い合わせ先】
保険環境課高齢者医療係
☎24-2111
(内線156・157)

現在お持ちの後期高齢者医療（長寿医療）の保険証の有効期限は、平成22年7月31日です。新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。
8月1日以降は、新しい保険証で受診してください。

お知らせ

後期高齢者医療被保険者証
の更新について

市民ポスト・高校無償化・消防署からのお知らせ

みなさんからの声

～平成21年度市民ポストの運用状況～

みなさんから寄せられた 意見・提言など	13件
【内訳】	
回答したもの	5件
回答を要しなかったもの	8件
匿名などによるご意見で、回答できなかったものです。	

お寄せいただいた内容

- ◆大洲市指定のごみ袋について (40歳代 女性)
- ◆図書館の本の返却方法について (匿名)
- ◆八幡浜・大洲地区運動公園野球場のテントについて (匿名)
- ◆市庁舎への有料コピー機設置について (50歳代 男性)

みなさんから寄せられた意見・提言は、市政の参考資料として活用させていただきます。

また、連絡先・氏名などのあるものについては、文書や電話でお答えをしています。

【問い合わせ先】

企画調整課広報広聴係 ☎24-2111(内線524、522)

高校授業料の無償化についてのお知らせ

「家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことを目的として、高校の授業料の無償化が、4月1日から実施されています。

これにより、公立高校の授業料は徴収されません。また、国立・私立高校の授業料は年額118,800円を国が助成します。ただし、年収250万円未満の世帯には2倍の年額237,600円を限度に、年収250万円～350万円の世帯には1.5倍の178,200円が助成されます。助成金は直接保護者に渡すのではなく、実際には学校から授業料を徴収されないという「間接給付方式」がとられています。

なお、詳細につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

公立高校については

愛媛県教育委員会高校教育課 ☎089-912-2950

私立高校については

愛媛県総務部私学文書課 ☎089-912-2220

大洲消防署からのお知らせ

台風に対する 備えと対策

これから台風の多い季節になります。台風はテレビやラジオなどで事前に情報を知り、被害を抑えることができます。日ごろから台風に関する備えと知識を身につけ、被害を最小限に食い止められるようにしましょう。

台風時の事前対策

1. テレビやラジオの情報に注意しておきましょう。
2. 倒れそうな建物や樹木は支柱などで補強しておきましょう。
3. 家の周辺に水が溜まらないように排水口の点検をしておきましょう。
4. 台風の大きさに関わらず、しっかりと準備・対策を立てておきましょう。

台風が接近したら

1. テレビやラジオを使って気象情報を確認しましょう。
2. 扉や窓は閉め、鍵をかけておきましょう。
3. 停電や断水に備えて、懐中電灯や携帯ラジオ、飲料水などの準備をしておきましょう。
4. 非常時のために、持ち出し品を準備しておきましょう。
5. 早めの避難が大切です。事前に避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

